

文京区テニス協会規約

第1章 総則

- 第1条 本協会は、文京区テニス協会と称する。
- 第2条 テニス愛好家をもって組織する。
- 第3条 本協会は文京区内に置く。
- 第4条 本協会は、会員相互の親睦とテニスの普及、振興、競技力の向上を図ることをもって、区民の健康向上に寄与することを目的とする。

第2章 会員

- 第5条
1. 本協会の会員は下記の加盟団体により構成する。
 2. 文京区に所在のあるテニスサークル（学生を除く）、テニスクラブ、事業所テニス部など
 3. 会員は所定の年会費（登録時は入会金）を納める。

第3章 事業

- 第6条
1. 区民大会をはじめとする各大会の実施及び協力。
 2. テニス技術の普及、指導のための講習会等。
 3. その他の事業に関すること。

第4章 運営組織

- 第7条 本協会事業の円滑な運営の為、下記の部署をおく。各部署は理事を以って構成する。
1. 事務局
 2. 総務部
 3. 大会部
 4. 広報部
 5. 普及指導部

第5章 役員

- 第8条 本協会に、次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 理事長 1名
 4. 副理事長 若干名
 5. 会計理事 2名
 6. 理事 協会事業に協力出来る加盟団体員
 7. 会計監査 2名
 8. 顧問、相談役 若干名
- 第9条 会長、副会長は、理事会において推挙され、総会の承認を得るものとする。会長は、本協会を代表して会務を総括する。副会長は、会長を補佐し、必要と認められる時はこれを代行する。
- 第10条 理事長、副理事長は理事の互選によりこれを選任する。理事長は理事会を主宰する。

理事長の留任は原則として2期とするが、再選を妨げない。

第11条 理事の選出基準は、本会の事業活動を積極的に推進し、諸会議、諸行事に出席が可能な加盟団体員とし、総会の承認を得て選出する。
本協会の運営上必要な時は、理事会が協会外部より総会の承認を得ずに選出することが出来る。

第12条 会計理事は、理事の互選により選出し、会計を処理する。

第13条 会計監査は、総会の決議により選出し、会計を監査する。

第14条 文京区体育協会の代表は、役員の中から2名選出する。

第15条 役員の任期は原則として2年とする。補充役員の任期は前任者の
残任期間とし、重任、留任を妨げない。

第16条 任期中で辞任する役員は辞任理由を会長宛に提出し、理事会の承認を得て
認可される。

第6章 総会および理事会

第17条 総会は、原則として毎年3月までに会長がこれを召集し、かつ議長となる。
会員の要請に基づき必要と認めるときは、会長が臨時召集できる。

第18条 理事会は、理事をもって組織し、本協会の運営に関する事項を審議する。
理事会は、必要に応じ理事長がこれを召集し、かつ議長となる。

第19条 総会、理事会は構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数を
もって決まる。

第7章 入会、会費、更新、その他

第20条 本協会の入会は、所定の手続きをもって随時受け付ける。

第21条 本協会の会員は、毎年所定の会費を納入する。会費の額は別に定める。

第22条 会員登録の更新は毎年行うものとする。

第23条 本協会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

加盟者に関する規定

第1条 本協会の会費は次の通りとする。

本協会の会費は、一団体入会金¥3,000で、年会費は団体の登録人数の多少にかかわらず¥5,000とする。

附 則

第1条 本会則は、理事会の議決を得て、総会の決議がなければ変更できない。

本規約は令和 5 年 2 月 7 日一部改正する。